

商品概要説明書

(2021年1月4日現在適用中)

1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞（呼称：スーパー定期）
2. ご利用できる方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年（自動機によるお預入れの場合、2年以上は選択できません。） ・満期日指定方式 1か月超10年未満の任意の日を満期日に指定することができます。 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・100円以上1円単位でお預入れできます。 ・自動機では総合口座は1万円以上、一般定期通帳は千円以上でご入金できます。
5. 払戻方法	・その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> (1)適用金利 <ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時（自動継続の場合は自動継続時）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（固定金利） ・満期日（自動継続する場合を除きます。）経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 (2)利息支払 <ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・お預入れ期間2年以上のものは、中間利払日（お預入れ日から満期日の1年前の応当日までの間に到来するお預入れ日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、お預入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・お預入れ期間2年のものは中間払利息を期間1年の定期預金とすることができます。この中間利息定期預金は満期日にその利息とともに支払います。（ただし、新規お預入れ分については、中間利息を定期預金とすることはできません。） (3)計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 (4)課税 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）※ ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ※マル優ご利用の場合は非課税 ・法人のお客さま…総合課税（非課税法人の場合は非課税）
7. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
8. 中途解約時の取扱い	・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別表に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。この場合、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
9. 預金保険の適用	・適用されます。（1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. その他参考となる事項	・金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772